

「金」と「美」の消費者トラブルに要注意！  
 "簡単にもうかる" "手軽にキレイ" は危険な誘い。  
 うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう。

**事例：もうけ話し**

SNS で知り合った人にもうかる情報商材を勧誘され、契約したがもうからなかった。

**Advice**

- 怪しい話は断りましょう。
- 投資には必ずリスクがあります。
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- 被害者の立場から加害者になり、友達を失う可能性も。

**事例：美容医療**

美容整形外科クリニックで施術を受け、顔全体が内出血を起し生活に支障が出た。

**Advice**

- 使う薬などがどのようなものなのか自分でも説明できるくらい理解しましょう。
- 効果だけでなく危険度や副作用なども知り納得した上で自分で選択しましょう。
- 今すぐ必要？ 最後にもう一度、確認しましょう。

**事例：定期購入**

低価格で1回限りの購入だと思って申し込んだが、支払総額が高額な定期購入だった。

**Advice**

- 一回だけの購入なのか、継続なのか、契約内容をしっかり確認しましょう。
- 解約条件・方法をしっかり確認しましょう。
- 証拠を残すため、事業者に連絡した記録を残しましょう。

**消費者を保護するルールを身につけ、いざというときに活用しましょう！**

- 特定商取引法<sup>※3</sup>では、訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引での契約や、特定継続的役務提供（エステティックや美容医療等）の契約で、クーリング・オフ<sup>※4</sup>ができる場合があります。
- 消費者契約法<sup>※5</sup>では、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合に結んだ契約を、後から取り消すことができます。

※3) 事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律  
 ※4) 契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度  
 ※5) 消費者トラブルの防止・救済策の確立を目的とした法律

**Advice**

**契約や買い物で困ったときは相談を。相談は無料で、秘密は厳守されます**


**市消費生活センター**

中立・公正な立場で相談の解決に努める消費生活相談員が在籍しています。

**場所：**市役所西間別館2階  
**時間：**午前8時30分～午後5時15分（土・日曜、祝日を除く）  
**☎** 22-2111（内線1215・1216）

**消費者ホットライン 188（いやや）**

全国統一の「188」は、最寄りの市町村や都道府県の消費生活センターなどを案内する電話番号です。消費生活センターなどが開所していない土・日曜、祝日は、国民生活センターに電話がつながります。



**知っておきたいこと③ 消費者トラブルに遭わないために**

現在の20歳代前半にみられる消費者トラブルの傾向を踏まえ、4月以降新たに成年となる18・19歳の人々が消費者トラブルに遭わないためのアドバイスをお知らせします。

**「18・19歳」「20～24歳」商品・役務別相談件数 上位10位（令和2年度）**

順位	18・19歳（平均値）	20～24歳（平均値）
1	健康食品	デジタルコンテンツ <sup>※1</sup> その他
2	デジタルコンテンツ その他	健康食品
3	化粧品	商品一般
4	商品一般	エステティックサービス
5	出会い系サイト	賃貸アパート マンション
6	紳士・婦人洋服	出会い系サイト
7	アダルト情報サイト	内職・副業その他
8	賃貸アパート マンション	化粧品
9	他の役務サービス <sup>※2</sup>	移動通信サービス
10	電気	他の役務サービス

（資料：独立行政法人国民生活センター）

※1) パソコンやスマホなどの端末を使い、文章や動画、音楽、画像などを見たり聞いたり使ったりできる商品サービスのこと  
 ※2) 商品を売買する取り引きではなく、さまざまなサービス業で行う事業としての労働サービスのこと

**成人になると増える相談**

商品やサービスなどについて消費者からの苦情や問い合わせなどの相談を受ける国民生活センターと全国の消費生活センターに寄せられる相談を、年齢ごとの平均件数で見ると、成人になりたての20～24歳の相談件数は、18歳・19歳の相談件数に比べて約1.5倍（令和3年2月末時点）。未成年者契約の取消ができなくなる20歳（成年）になると


もうけ話しや美容関連の消費者トラブル相談が増えることが分かっていきます。そのため成年年齢引き下げ後、18歳・19歳もこうしたトラブルに巻き込まれないよう、さらに注意が必要です。

**トラブルのきっかけ**

トラブルのきっかけとして多いケースは、次に挙げる3つです。

（ケース①）インターネット・SNSの広告・書き込みなどを見て連絡をする  
 （ケース②）SNSで知り合った人から誘われる  
 （ケース③）学校や職場の友人・知人から誘われる

SNS（ソーシャル・ネットワーク）やワーキング・サービスの略で、スマートフォンやパソコンで交流できるサービスの総称）は、利便性の高いコミュニケーション手段であると同時に、悪質商法の誘惑などに使われる傾向があります。



◆ **健康食品**

ダイエットやバスタップなど美容を目的とした詐欺的な定期購入商法についての相談が多い。

◆ **デジタルコンテンツその他**

インターネットの通信販売などで、副業や投資などで高額収入を得た

めのノウハウを商品として販売する情報商材についての相談が多い。

◆ **商品一般**

インターネット通販で「商品が届かない」、「偽物が届いた」など、詐欺・模倣品サイトについての相談が多い。